	様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。
	26　児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。
	27　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。
	28　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。
	29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。
	30　児童扶養手当支給者数は、令和三年度実施事業として地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下この表市町村の項第八号において同じ。）に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。
	31　町村部人口は、当該都道府県の人口のうち町村（福祉事務所設置町村を除く。）に係る人口とする。
［削る］	32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和四年十月分として厚生労働省が通知した「市
［削る］	
［削る］	
［削る］	
［削る］	
［削る］	
［削る］	2　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和五年十月分として厚生労働省が通知した「市